

所得税の確定申告が必要な人

事業・農業・漁業などを営んでいたり、公的年金・地代・家賃・配当・不動産売却などの所得がある人で、各種所得の合計金額が所得控除の合計額を超える人は確定申告が必要です。給与所得者については、年末調整で精算されるので確定申告をする必要はありませんが、次のような場合は確定申告が必要です。

- ▶平成18年中の給与収入が2,000万円を超える人
- ▶給与を1か所から受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円を超える人
- ▶給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人

税金はどんな場合に戻ってくるの？

次のような場合には確定申告をすると給与や公的年金から源泉徴収された所得税が戻ってくる場合があります。

- 年の途中で退職した後、再就職していない場合
- 一定の額以上の医療費を支払った場合
- 住宅ローンを使ってマイホームなどを取得した場合
- 災害や盗難などの被害を受けた場合



市県民税の申告が必要な人

平成19年1月1日現在、市内に住所のある人は市県民税の申告が必要です。昨年一年間収入がない場合でも、国民健康保険に加入している人(※2)や所得証明等が必要な人は申告が必要となります。ただし、次の人は除きます。

- ▶所得税の確定申告をした人
- ▶どなたかの税金上の扶養になっている人
- ▶収入が給与や公的年金だけで、事業所などから給与支払報告書または公的年金支払報告書が市に提出されている人

◎給与所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告は必要ですのでご注意ください。

(※1) 介護保険係からのお知らせ

●**障害者控除について** 平成18年12月31日現在、**65歳以上の人**のうち介護保険の要介護認定が**要介護3以上**または**一定の条件を満たす人**は、障害者控除(または特別障害者控除)を受けることができます。ただし、控除を受けるには申請が必要です。(一定の条件等について、詳しくはお問い合わせください。)

●**社会保険料控除について** 介護保険料は、1年間に納付した額について、確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。普通徴収(納付書・口座振替)の人は納付証明書(1月下旬送付済)、特別徴収(年金からの天引き)の人は公的年金等の源泉徴収票で確認してください。

【問い合わせ先】

高齢障害課介護保険係 (☎ 82-1172)

(※2) 国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険に加入している人は、税法上の申告義務が免除されている場合でも、前年中の所得を申告する必要があります。未申告のまましていると、適正な保険料賦課ができないだけでなく、保険料の軽減判定、高額医療費の限度額の算定において不利益な扱いを受けるおそれがあります。国民健康保険事業の健全な運営のためにも申告をお願いします。

【問い合わせ先】

健康増進課国保賦課収納係 (☎ 82-1177)



税源移譲

市県民税と所得税が大きく変わります

※詳しくは昨年の広報11月1日号をご覧ください。

国の税制改正による主な改正点

●税率の変更(市県民税額が上がり所得税額が下がります)

▶**市県民税** 平成19年度分(平成19年6月課税)から所得割税率が一律**10%**に変わります。

※税率変更による個人の税負担をなるべく変えないために、新たに「調整控除」が創設されます。

▶**所得税** 平成18年分は変更はなく、平成19年分から4段階が6段階に変わります。

●定率減税の廃止または引き下げ

▶**市県民税** 平成19年度分から廃止します。

▶**所得税** 平成18年分は税額の10%(限度額12万5千円)を減額し、平成19年分から廃止します。

●65歳以上の市県民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

平成17年1月1日現在、65歳以上で合計所得125万円以下の人については、平成19年度分**市県民税額**の3分の1を減額し、平成20年度分から全額課税します。